

4 在宅医療に必要な連携を担う拠点について

次期保健医療計画改定のポイント

今後見込まれる在宅医療需要増加に向け、地域の実情に応じた体制整備を進めるため、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置付ける。

また、在宅医療における各職種の機能・役割について明確にし、在宅療養患者の急変時に適切に対応するための情報共有や連携、看取りに際し本人・家族の希望に沿った医療・ケアの提供を進める。

平時から在宅医療に係る連携体制の構築を進め、災害時における業務継続計画（BCP）の策定を推進する。

<在宅医療の体制構築に係る指針（令和5年3月31日）より抜粋>

<在宅医療に必要な連携を担う拠点とは>

地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを在宅医療に必要な連携を担う拠点として医療計画に位置付けること。

在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付ける際には、市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図ることが重要である。

また、在宅医療・介護連携推進事業の実施主体と、在宅医療に必要な連携を担う拠点とが同一となることも想定される。さらに障害福祉に係る相談支援の取組との整合性に留意し、事前に市町村と十分に協議することが重要である。

<在宅医療に必要な連携を担う拠点に求められる事項>

- 地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的で開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
- 地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行うこと
- 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること
- 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと
- 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること

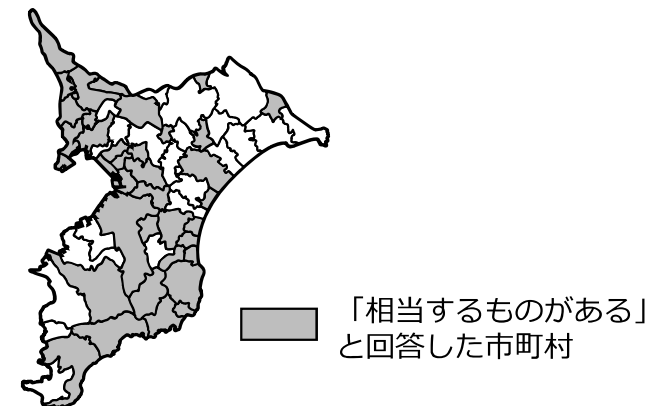
4 在宅医療に必要な連携を担う拠点について

在宅医療連携拠点の設置状況等に関する調査結果について

出典 在宅医療連携拠点の設置状況等に関する調査（令和5年6月・千葉県）

市町村における在宅医療連携拠点（に相当するもの）の設置状況について

回答	市町村数	割合
相当するものがある	32	59.3%
設置予定がある	0	0%
ない	22	40.7%
計	54	100%

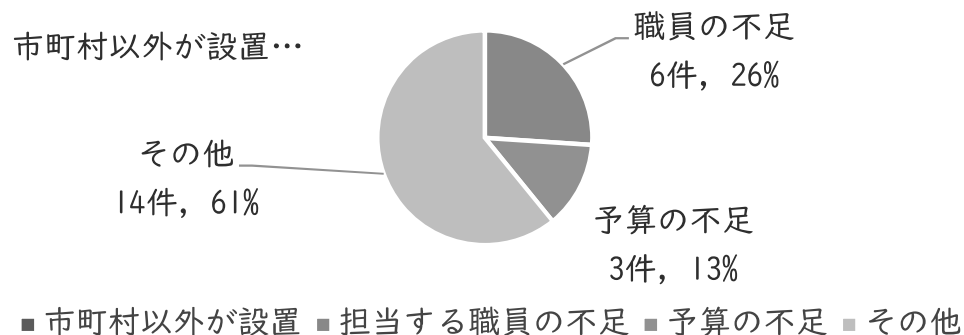


在宅医療連携拠点の機能（設置状況の設問にて「ある」または「設置予定」と回答した32市町村）

	回答	割合
① 地域の関係者による定期的な会議の開催と在宅医療における連携上の課題の抽出、その対応策の検討（災害時の連携を除く）	22	40.7%
② 在宅医療における災害時の連携	4	7.4%
③ 退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供できるよう関係機関との調整	22	40.7%
④ 関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進	16	29.6%
⑤ 在宅医療に関する人材育成	9	16.7%
⑥ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発	25	46.3%

在宅医療連携拠点を設置しない理由

※母数：設置状況の設問にて「ない」と回答した22市町村
ただし、1市町村のみ「予算不足」及び「職員不足」両方を回答



「その他」の主な理由

- ✓ 連携拠点としては設置していない
- ✓ 担当課が分かれており、在宅医療を統括して担当している部署が無い
- ✓ 医療計画（に記載）が無い
- ✓ 関係者との協議ができていない
- ✓ 設置機関がどこか把握していない
- ✓ 町内の医療資源が乏しい
- ✓ 今後検討の予定
- ✓ 制度について把握していない
- ✓ 特に検討していない 等

4 在宅医療に必要な連携を担う拠点について

「在宅医療に必要な連携を担う拠点」は、

- 市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携や、医療だけでなく介護及び障害福祉サービスについて関係機関との調整が求められる等、業務が多岐にわたり、地区医師会等各団体では連携体制の構築が困難であると考えられる。
- 国の指針では当該拠点は市町村が設置する在宅医療・介護連携推進事業との連携を図ることとされており、同事業の実施主体と拠点が同一になることも想定されている。
- 市町村であれば在宅医療・介護連携推進事業で構築されている体制を活かすことができるほか、介護及び障害福祉サービスの関係機関と日頃から連携を図っていることから、必要な連携を担う拠点としての業務への対応が期待できる。

➡ 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」については、市町村を位置づける方針。

千葉県保健医療計画での記載案

在宅医療に必要な連携を担う拠点の整備

- 前記(1)から(4)※までに掲げる機能の確保を図るため、市町村を「在宅医療に必要な連携を担う拠点」として位置づけます。 ※(1)退院支援、(2)日常の療養支援、(3)急変時の対応、(4)看取り
- 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」は、市町村において実施する在宅医療・介護連携推進事業の取組や障害福祉に係る相談支援の取組との連携を図りながら、地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議の開催、包括的かつ継続的な支援に向けた関係機関の調整、関係機関の連携体制の構築等、在宅医療の推進について県と連携して取り組むよう努めます。

- 上記案のとおり、市町村が介護保険事業にて実施している在宅医療・介護連携推進事業においてすでに構築している体制を活かしていただき、関係機関相互の連携により、在宅医療が円滑に提供される体制の構築に努めていただく。

4 在宅医療に必要な連携を担う拠点について

介護保険事業支援計画（高齢者保健福祉計画）圏域連絡会議における市町村との協議

圏域連絡会議の主旨（在宅医療）

- 在宅医療について、引き続き地域の実情に応じた体制整備を進めるとともに、医療圏毎に「在宅医療において積極的な役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を新たに位置づける等、切れ目のない仕組みづくりの一層の推進について検討します。
- 病床の機能分化・連携に伴い生じる、介護施設、在宅医療等の新たなサービス必要量に関する整合性を図るため、県や市町村の医療・介護担当者からなる会議を開催するなどして、保健医療計画と千葉県高齢者保健福祉計画（介護保険事業支援計画を含む）及び各市町村の介護保険事業計画との整合性を確保します。

在宅医療に必要な連携を担う拠点に係る協議

在宅医療に必要な連携を担う拠点とは、地域の実情に応じ、医療機関や関係団体、市町村等の主体のいずれかを医療計画に位置付けるものであり、介護保険事業である在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携や障害福祉に係る相談支援の取組との整合性に留意することが重要である。

- 市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携や、医療だけでなく介護及び障害福祉サービスについて関係機関との調整が求められる等、業務が多岐にわたり、地区医師会等各団体では連携体制の構築が困難であると考えられる。
- 国の指針では当該拠点は市町村が設置する在宅医療・介護連携推進事業との連携を図ることとされており、同事業の実施主体と拠点が同一になることも想定されている。
- 市町村であれば在宅医療・介護連携推進事業で構築されている体制を活かすことができるほか、介護及び障害福祉サービスの関係機関と日頃から連携を図っていることから、必要な連携を担う拠点としての業務への対応が期待できる。

上記の理由から、市町村を「在宅医療に必要な連携を担う拠点」として医療計画に位置付ける。

協議結果について

在宅医療に必要な連携を担う拠点にかかる取り扱いや計画への記載案について、市町村からは総体として反対意見はなく、同意が得られたところである。

① 在宅医療スタートアップ支援事業

事業の目的・概要

在宅医療を実施する医療機関の増加やさらなる強化を図るために、医療機関の医師等に対し、在宅医療を実施するための動機付けや必要な知識等に関する座学形式の研修を行います。また、県内の医療機関を対象に、在宅医療の開始・拡充に関するコンサルティングや在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院の届出に関する個別具体的な助言等を行うアドバイザー派遣を行います。

事業の内容

(1) 在宅医養成研修事業

【予算額】 7,500千円

【想定する研修テーマ】 在宅医療の必要性、在宅療養支援診療所の経営、在宅医療の導入準備、地域包括ケアシステム、医学的知識等

【対象】 県内の医療機関に勤務する医師、在宅医療を実施している医師と連携する、又は連携を検討している看護師、事務職員、ケアマネージャー等、在宅医療を支えるその他職種

【研修規模】 医師100名、その他職種400名程度

(2) 在宅医療推進アドバイザー派遣事業

【予算額】 14,000千円

【想定する事業内容】

在宅療養支援診療所の届出支援や、訪問診療を実施している医師に同行し診療オペレーションの体験、医療機関毎にマーケティング調査を実施し在宅医療の開始や拡充等より積極的な在宅医療への進出のためのコンサルティング等を行うアドバイザー派遣を実施する。

【対象】 県内の希望する医療機関

【派遣回数】 合計40回以上（予定）

② 地域における在宅医療等推進体制強化事業（新規）

事業の目的・概要

地域の在宅医療・介護の推進のため、関係機関による協議会等を開催するとともに、保健医療計画において「在宅医療に必要な連携を担う拠点」に位置付けられる市町村に対し、在宅医療と介護の連携強化等の取組に要する経費の一部を補助します。

事業の内容

(1) 多職種連携による医療・介護連携推進事業 8,000 千円

在宅医療や介護等に係る多職種による協議会や研修会等を開催するとともに、在宅医療についての県民啓発の取組を実施します。

- ①多職種による医療・介護連携に係る協議会等の開催
- ②地域・介護連携リーダー育成事業
- ③普及啓発のためのシンポジウム等の開催

(2) 在宅医療連携促進支援事業 162,000 千円

市町村が、地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議の開催や関係機関の連携体制の構築等「在宅医療に必要な連携を担う拠点」に求められる役割を果たせるよう、必要な取組を実施するための経費の一部に対して補助します。

[対象事業] 在宅医療と介護の連携に必要な体制構築等（介護保険事業は除く）

[対象経費] 関係会議の開催、研修・人材育成、地域住民への普及啓発 等

[補助率] 10/10

[上限額] 1 市町村あたり3,000 千円

③ 在宅医療BCP策定促進研修事業（新規）

事業の目的・概要

災害時にも、病院等において、適切な在宅医療を提供する体制の構築に向けて、在宅医療に係るBCP（業務継続計画）の策定を支援するための研修を実施します。

事業の内容

在宅医療を行う病院や診療所に対し、BCP策定の目的・必要性、リスクアセスメントや業務影響分析の方法、BCP策定のための具体的な手順、骨格の作成等について研修会を実施し、BCP策定の支援を行います。

【予算額】

7,600千円

【想定する研修内容】

- ・ 講義（在宅医療における災害時対応、BCPの策定方法等）
- ・ グループワーク（各圏域の課題の調査・分析）

【対象】

在宅医療を行う県内の病院、診療所

【研修規模】

500名/回 × 7回（予定）

※これらの新規事業を活用して在宅医療提供体制を一層強化し、関係機関相互の連携により、在宅医療が円滑に提供される体制の構築に努めていただきたい。

- 市町村においては、これまでも多職種協働による在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築に取り組んできたところ。
- 他の医療圏を含め、一部の市町村からは医療との連携について、必ずしも円滑に進められていないとの声も聞かれる。
- 今後、地域の医療及び介護、障害福祉の現場での多職種連携を促進するため、以下についての御意見や参考となる取り組みについて意見交換をしたい。
 - ・ 市 : 医療関係者との連携・協働を進める上で困っていることや効果的な取組など
 - ・ 医療・福祉関係者 : 多職種連携を促進するために実践している取組や、今後充実が必要と思われる取組など